

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）に基づく法人住民税の更正処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年6月25日付けでした、平成30年1月1日から同年12月31日までの事業年度（以下「平成30事業年度」という。）に係る法人住民税法人税割額（以下「法人税割額」という。）の更正処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

平成25事業年度の別表2の3に記載された控除対象還付法人税額等の各金額は法53条22項（修正申告）及び20条の9の3第6項（更正請求）の規定によって更正対象に含まれる。そして、平成30年申告について更正するには、誤りの原因となった平成25事業年度の別表2の3の誤記をまず是正し、順次、平成26事業年度から平成29事業年度までの各別表2の3の誤記を是正

することが前提になっている。しかし、平成25事業年度の別表2の3の誤記の是正は、法17条の5に規定する更正の期間制限（5年）にかかり、もはや行うことはできないのであるから、上記控除対象還付法人税額等は確定額として是認されるべきである。

処分庁の主張のように、平成25事業年度から平成30事業年度までの別表2の3に記載してきた控除対象還付法人税額等について、課税標準又は法人税額が生じていない事業年度では更正の対象とせず、法17条の5に規定する期間制限にかからないとすれば、処分庁に未来永劫更正の権限が留保されることになり、法的安定性を欠くといえる。

以上より、平成25年事業年度の別表2の3に記載された控除対象還付法人税額等はもはや更正することができず、確定したと考えるべきであるから、当該記載に反する内容の本件処分は違法である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年6月24日	諮問
令和3年8月25日	審議（第58回第4部会）
令和3年9月28日	審議（第59回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結

果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法人都民税に係る地方税法の準用関係

東京都（以下「都」という。）は、特別区の存する区域内において、法 1 条 2 項の規定にかかわらず、道府県民税（法 4 条 2 項 1 号）及び市町村民税（法 5 条 2 項 1 号）のうち、法人に対して課するものを都民税として課する（法 7 3 4 条 2 項 2 号）。この場合、法人都民税については、道府県民税に相当する税と市町村民税に相当する税とを合わせて一の税とみなして、法第三章第一節の規定（市町村民税に関する規定）を準用する（同条 3 項）。

以下では、上記準用関係を前提に、法の条数を示す。

(2) 納税義務者

法人都民税は、特別区内に事務所又は事業所を有する法人に対して、均等割額及び法人税割額の合算額によって課する（法 2 9 4 条 1 項 3 号、東京都都税条例（昭和 2 5 年東京都条例第 5 6 号。以下「条例」という。） 1 0 4 条 1 項 1 号）。

なお、法人税割とは、法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として課する市町村民税をいう（法 2 9 2 条 1 項 3 号）。また、本件処分時の法人都民税法人税割の標準税率は 1 0 0 分の 1 2 . 9 である（平成 2 6 年 1 0 月 1 日施行の法 5 1 条及び 3 1 4 条の 4）。

(3) 法人都民税の申告納付

法人税に係る確定申告書を提出する義務がある法人は、その確定申告書の提出期限までに、その確定申告書に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額及び均等割額との合算額を、法人都民税として確定申告及び納付を行わなければならない（法 3 2 1 条の 8 第 1 項、条例 1 1 3 条）。

(4) 法人税額及び法人税割額等の更正

都知事は、法 3 2 1 条の 8 の規定による申告書の提出があった場合において、当該申告に係る法人税額又はこれらを課税標準として算定した法人税割額等がその調査によって、法人税に関する法律の規定によって申告された法人税額（確定法人税額）若しくはこれらを課税標準として算定すべき法人税割額等と異なることを発見したとき、又は当該申告に係る法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする（法 3 2 1 条の 1 1 第 1 項）。

なお、更正請求については次のとおり規定されている。すなわち、申告納付等に係る地方税の申告書を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が地方税に関する法令の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、①当該申告書の提出により納付し又は納入すべき税額が過大であるとき、②当該申告書に記載した欠損金額等が過少であるとき、又は当該申告書に欠損金額等の記載がなかったとき、③当該申告書に記載した法の規定による還付金の額に相当する税額が過少であるとき、又は当該申告書に当該還付金の額に相当する税額の記載がなかったとき、のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る地方税の法定納期限から 5 年以内に限り、地方団体の長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができる（法 2 0 条の 9 の 3 第 1 項）。ここにいう「課税標準等」とは、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等（法 3 2 1 条の 8 第 1 2 項 1 号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額等を含む。）をいい、「税額等」とは、納付し又は納入すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額等をいう（同

条6項)。

(5) 更正の期間制限

更正は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができない(法17条の5第1項)。

2 本件処分の検討

請求人は、東京都〇〇区に所在する株式会社であることが認められるのであるから、法人住民税の納税義務者に該当することは明らかである。

そして、納税義務者である請求人は、処分庁に対し、法人税法の規定によって計算された法人税額を5,956,181円、還付法人税額等の控除額を5,956,181円、課税標準となる法人税額を0円、法人税割額を0円と記載した平成30事業年度確定申告書を提出したことが認められる。

しかし、処分庁が確認したところによれば、請求人が法人税法80条7項の規定により税務署長から受けた欠損金の繰戻しによる還付法人税額は1,879,738円であることが認められる。他方、当該額が過去の申告において還付法人税額等の控除額に充てられた事実や当該額以外に還付法人税額を受けた事実は認められない。

以上の事実によれば、請求人は、平成30事業年度確定申告書において、正しくは「還付法人税額等の控除額」欄に1,879,738円と記載すべきところ、5,956,181円と不正確な額を記載したといえる。とすると、本来の課税標準となる法人税額は、法人税法の規定によって計算された法人税額5,956,181円から還付法人税額等の控除額1,879,738円を差し引いて得た額4,076,000円(千円未満切捨て)となる。そして、本来の法人税割額は、当該課税標準額4,076,000円に税率100分の12.9を掛けて得た額525,800円

(百円未満切捨て)となる。

処分庁は、上述のとおり、30年申告における法人税割額が適正に算出した法人税割額と比べ過少となっていることを発見したため、法人住民税について、課税標準額を4,076,000円、法人税割額を525,800円とする更正(本件処分)を行ったのであり、違算等の事実も認められないことから、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は上記第3のとおり主張しているが、以下の検討のとおり、当該各主張はいずれも採用できず、本件処分の取消理由とすることはできない。

(1) 控除対象還付法人税額等が更正の対象になる旨の主張について

法321条の11第1項によれば、更正の対象となるのは、確定申告した法人税額及び法人税割額等であり、別表2の3に記載された控除対象還付法人税額等については、明文上更正の対象として挙げられていない。また、更正とは、納税者又は特別徴収義務者が申告納付納入又は特別徴収により徴収する地方税について提出した申告書に記載された課税標準額又は税額を増額し、又は減額する処分であると解するのが通説であるから(地方税務研究会編『地方税法総則逐条解説』523頁(一般財団法人地方財務協会、平成29年))、確定申告書における課税標準額及び税額を増減させずに、別表2の3に記載された控除対象還付法人税額等だけを更正をすべきとする主張は請求人の独自の見解であるといわざるを得ない。

したがって、別表2の3に記載された控除対象還付法人税額等が誤っていたことを理由とする更正は行い得ないと解するのが相当であり、これに反する請求人の主張は採用できない。

なお、請求人は、法20条の9の3第6項の規定を挙げ、控除対象還付法人税額等が更正の対象に含まれる旨繰り返し主張しているが、同条は更正請求について規定されたものであるから、当該主張は失当である。そして、そもそも、本件は控除対象還付法人税額が過少又は記載がない場合ではないから、平成25事業年度から平成29事業年度までの確定申告において別表2の3に記載された控除対象還付法人税額等が誤っていた（過大であった）としても、請求人は更正請求を行うこともできない（法20条の9の3第1項2号）。

(2) 請求人のその他の主張について

請求人はその他縷々主張しているが、当該各主張は、控除対象還付法人税額等が更正の対象であることが前提となっているところ、上記(1)のとおり控除対象還付法人税額等は更正の対象とはならないのであるから、当該各主張はいずれも失当である。

なお、請求人が言及する「法的安定性」について、以下に念のため付言する。たしかに、請求人としては、平成25事業年度から平成29事業年度までに係る確定申告の際に提出してきた別表2の3に記載した控除対象還付法人税額等の金額について、処分庁から特段指摘されなかったことから、当該金額が正しいものと期待し、それを前提に会社経営を行ってきたとする事情があるものと推察される。しかし、法17条の5第1項の規定により更正等が期間制限を受ける趣旨は、租税法上の法律関係をいつまでも不確定の状態にしておくことは好ましくないという点にあるところ（金子宏『租税法〔第23版〕』（弘文堂、2019）967頁参照）、別表2の3に記載された控除対象還付法人税額等は、課税標準額や税額に影響がない以上、租税法上の法律関係（租税債権・債務の発生又は不発生）を構成するものではないのであるから、請求人の上記期待は、事実上のものであって、法17条の

5 第 1 項の規定によって法律上保護される性質のものではないと解するのが相当である。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美